

景品表示法の改正「不当表示規制と課徴金制度」の今年4月1日より施行

J A S M E Q 顧問 監物今朝雄

雪害、寒波害等が報じられていますが、大きな影響がなければ良いかと願っております。

今回のテーマとさせていただいた概要について、先日「品質と安全文化フォーラム」の研究会において、消費者庁の菅久審議官の報告を受けての質疑検討が行われましたので、報告させていただきます。

そもそもが、先般の「メニュー問題（事件）」（メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について＝H26. 3. 28消費者庁）が直接のきっかけになって検討されてきたものですが、

これまでの「景品表示法」そのものの変更はありませんが、その性格が大きく変わったと考えられます。

また、「製造メーカー」と、表示に一定の責任を持つ（販売者としての）「小売り流通」とさんにとって、充分配慮しなければならないことと考えます。

また、今後は生協をはじめ取引先からの、「規制」や「根拠提示やその内容の詳細・証明要求」が強まることは、容易に想定できます。

以下に、「課徴金制度」の概要について報告させていただきますので、改めて検証（ホームページ、パンフレット・チラシも含む）いただくようお勧めします。

1 課徴金納付命令とは

<以下、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」による>

- ① 対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為が対象となる。
※誤認されるおそれのある表示は従来通りの「指導・措置」となり課徴金の対象外（注：監物）
- ② 課徴金額の算定と対象期間：対象商品・役務の対象期間3年間を上限として、売上額に3%を乗じた額。（例：年間売上平均2千万の商品×3年間×0.03＝180万）
- ③ 規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金は賦課しない。
（例：年間売上平均1千6百万円×3年間×0.03＝144万円 ⇒ 課徴金賦課対象外）
- ④ 賦課の主観的要素（納付命令ができない条件）

「当該事業者」が、表示内容の違反であることを知らないで、「かつ、知らないことについて相当の注意を怠った者でない」と認められたときは、課徴金は賦課できない。

※研究会では「注意を怠った者でない」についての、質疑と意見交換がおこなわれたが、a) 表示者が表示根拠について具体的に説明（資料提供）できること。b) 表示者が仕入れ先等の（優良、有利表示の）説明について、独自の検証をおこなっていること。c) 疑いが生じたときに速やかに対応をしていること。場合によっては「デメリット表示」を同等と思われる程度にしていること。等が、研究会での事例として出されました。

ただ、基本は「消費者がどのように受け止めたか＝不公正な取引の排除＝」と「そのことで、市場・消費者への影響が生じたか＝消費者保護＝」が目的となるので、社会的状況として「1年前は同様案件で賦課されなかったものでも、2年後には賦課対象とされてしまう事例が起こることはある」とのことも話されました。

2 その他、減額・免除等

- ① 自ら発見し報告した事業者に対しては、1/2を減額する。
- ② 表示をやめた日から5年を経過した件は、賦課金を賦課しない。
- ③ 返金措置をした場合は、返金額が課徴金未満の場合は返金相当額を減額。返金額が課徴金以上の場合は納付を命じない。（措置命令があつてから後の「返金」は該当しない）

※ 以上、詳細は「消費者庁 表示対策」で検索いただくか、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」を参照ください。

研修セミナー（予定）のお知らせ

■「JASMEQ 現場力向上セミナー「現場での異物混入対策の事例」

2016年2月19日(金) 10:30～17:00(開場受付30分前より)

東京都新宿区大久保3-1-2 新宿区コズミックセンター3階 大会議室 <申込受付中>

※ 参加者からの問題提起を受けて、デスクッションを計画していますので、4～5名の余裕がありますのでスケジュール調整ができましたら、是非ご参加下さい。

■HACCPリーダー養成講座(3日間講習) 責任講師 フーズデザイン加藤光夫先生

2016年3月21～23日 パルシステム本部会議室 <申込受付中>

※パルシステム協力会協賛セミナーですので、協力会からお知らせ案内中ですが、JASMEQまで問い合わせください。

■JASMEQ「商品事故削減会議」 5月中旬開催を目途に、内容準備中です。

以上。

<編集後記>

■ パルシステム協力会品質管理部会が開催されましたので、品質保証部からの報告（一部）をお知らせします。

●第三四半期（10月～12月）の商品事故申告の分類別受付状況の件数順は「その他異物混入」（前年比15.3%）「食味不良」（11.4%）「規格量目違い」（14.1%）「包材不良」（11.9%）「毛髪混入」（11.0%）がベスト5となっています。依然として消費者（組合員）の食品商品についての「不安」観は続いているようです。

商品分類別では、冷凍食品、惣菜食品、水産品で申告数の約半数をしめており、原材料、加工工程の多い製品については要注意（管理の強化）が求められているように考えられます。

■ 食品製造現場では、あってはならない、あるいは十分防げる商品事故が伝わってきましたので、再確認いただければと思います。

①原材料の「ゼラチン」と「卵白」を間違えて使用した（「卵白」使用の同種製品も製造していた）ことで、アレルギー発症事故が起きました。＜絶対あってはならない事故です＝自社製造品の「危険個所・可能性のある製品」を再確認してください＞

②ガラス片の混入がありました。その充てん瓶は「正常」でしたが、他製品の瓶が破損して、その製品は点検して発見排除しましたが、充てん口のノズルに破片が付着していたのを発見（点検していなかった）できず、事故製品に混入してしまったものようです。＜社内発見事故＝異常対応の手順（原因調査⇔改善の手順と範囲）に不十分な点がないか、再確認が必要と考えられました。＞

■皆様には、BCCでお送りしていますが、取引関係者及び関連会社の関係者への送付先追加希望がありました紹介下さい。
(JASMEQ 監物)

協同組合JASMEQ(ジャスメック)監物今朝雄・中村優

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-3-4 出光新宿ビル 4階

T e l 03-6205-6677 F a x 03-6457-6759

E : k.kenmotsu@jasmeq.com E : m.nakamura@jasmeq.com

皆様のご意見、投稿をお待ちしています。

お名前 _____ (匿名希望は希望ペンネーム等 _____)

御社名 _____ (公開可 非公開希望)

次号以降への掲載 _____ 掲載希望 _____ 掲載は希望しない。

(以下、自由に記載いただきメールで返信下さい。)

題名 (無くても結構です)